

中津市社会福祉協議会ボランティア・市民活動団体助成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、中津市社会福祉協議会共同募金に係る各種団体等助成金交付要綱（以下、「助成金交付要綱」という。）に基づき、地域で活動するボランティアグループや団体が行う福祉活動に助成し、ボランティア団体等の育成及び組織強化を図ることを目的として必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の助成金を交付する実施主体は、中津市社会福祉協議会（以下「本会」という）とする。

(助成対象団体)

第3条 この助成金の対象となる団体は次に掲げる条件すべてを満たすボランティア団体とする。ただし、本会会長が、特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 中津市ボランティア・市民活動センターにボランティア登録し、1年以上経過した団体であること。
- (2) ボランティア登録形態が別表1に掲げるボランティアグループ①に属する団体であること。
- (3) 会員会費を集め、自主的な福祉・ボランティア活動をしていること。
- (4) 本会の活動に理解があり、協力する団体であること。
- (5) 地域福祉の向上を図ることを目的とした活動を継続して行っていること。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象は、地域の実情に応じて創意工夫により計画的に行うボランティア活動とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、団体が対象事業を実施するために直接要する経費であって、別表2に掲げるとおりとする。

(助成対象期間)

第6条 助成を受けた日の属する年度内とする。

(助成金額)

第7条 1団体30,000円以内とする。

(助成金の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を本会が定める期日までに、本会会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（第1号様式）

- (2) 会則、規約、団体のパンフレット等、団体の内容が分かるもの
- (3) 団体会員名簿
- (4) その他、本会会長が必要とする書類

(審査)

第9条 審査については、助成金交付要綱第9条に基づき行うものとする。

(内示及び決定)

第10条 内示および決定については、助成金交付要綱第10条に基づき行うものとする。

(事業の報告)

第11条 事業の報告については、助成金交付要綱第11条に基づき行うものとする。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要領は、平成26年4月 1日から施行する。

この要領は、平成26年6月26日から施行する。

別表1

ボランティアグループ①	会員が自発的にボランティア活動を目的に結成し、活動している団体（団体登録型） ※テーマ別団体・地域別団体に分かれる
-------------	--

※以下のボランティアグループは助成対象とはなりません。

ボランティアグループ② (活動登録型)	自治会や老人会、婦人会などの自助活動を目的とした団体や企業等が、地域貢献活動の一つとしてボランティア活動をしている
給食ボランティア	介護長寿課の事業で、高齢者世帯等へボランティアが弁当を作り配食、またはみんなで会食をしている
協力ボランティア	行政や学校、福祉機関等公的な機関・団体が主体の事業で呼びかけ、住民の方々が協力し、活動している団体
住民型有償サービス団体	地域住民同士の支えあいを基盤とした有償の非営利活動団体
NPO法人	非営利活動法人
寄り合いの場	地域の住民の助けあいの関係をつくる場として活動（他の補助があるため）

別表2 助成対象経費

	名称	内容
助成対象経費	通信費	切手・はがき代（電話及びファックス等の通信費は対象外）
	講師謝金	研修会・講習会等に係る講師等への謝金（団体構成員が講師の場合は対象外）
	消耗品費	事務用品（ノート、鉛筆、封筒等）等
	印刷製本費	チラシ・ポスター等の製作費、印刷費、紙代
	会場借上費	活動の会場となる施設の借上げ費
	教材費	参考書、絵本、紙芝居等
	研修会等参加費	活動するための学習および研修経費、他の団体が実施する研修会・講習会等の参加費
	備品購入費	1年以上継続して使用することができるもの
	その他	本会が必要と認める経費
	対象外経費	人件費
構成員の飲食費		団体構成員のための飲食料費
保険料		構成員のボランティア活動に係る保険料（他の補助があるため）
寄付金等		他者・他団体に対する寄付金、資金援助、会費、負担金等
その他		本会が適切でないと認めた経費